

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（変更報告書の記載内容等）</p> <p>第八条 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項（第三号に掲げる場合に限る。）及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五百十号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限</p>	<p>（変更報告書の記載内容等）</p> <p>第八条 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項（第三号に掲げる場合に限る。）及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五百十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p>

る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

二 (略)

三 銀行等保有株式取得機構、日本銀行及び預金保険機構

四 (略)

二 (略)

三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構

四 (略)

改正案	現行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方(令第 14 条の 8 第 2 項に規定する者を除く。g において同じ。)ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為による有価証券の売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>g・h (略)</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為による有価証券の売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>g・h (略)</p>